

○工学院大学受託調査・研究取扱規程

(昭和54年4月1日)

改正

(目的)

第1条 この規程は、本学の専任教員(特別専任教授を含む。)が、学外機関等(以下「委託者」という。)から調査研究等を委託され、これを受託する(以下「受託研究」という。)ときの取り扱いについて定める。

(受託期間)

第2条 受託研究期間は、1研究課題につき原則として1年とする。ただし、3カ月を超えるものでなければならない。

2 継続して研究する必要がある場合には、改めて申請手続きを行い、継続することができる。

3 1研究課題における継続研究は、5年を限度とする。

(経費の負担)

第3条 受託研究を行う場合は、これに要する受託研究経費(以下「受託研究費」という。)は、委託者が負担するものとする。

(申請)

第4条 学外機関等から調査研究を委託され、受託しようとする本学の専任教員(以下「受託者」という。)は、次の各号の書類を所属学科の学科長、基礎・教養教育部門長または所長(以下「学科長等」という。)に提出する。

(1) 委託者から学長への研究依頼書または公募関係書類(公募案内等)

(2) 受託研究承認申請書

(3) 受託研究契約書(付経費内訳表)

(4) その他、必要とする書類

(承認)

第5条 学科長等は、受託者から提出された書類を総合研究所所長を経て学長に提出し、承認を得るものとする。

2 学長または総合研究所所長が十分な審議を要すると認めたときは、教授総会の議を経て学長が決定する。

3 学長は、前項により承認した場合は、委託者および受託者に受託研究承認書を交付する。

(契約締結)

第6条 受託研究契約書は、原則として委託先代表者と学校法人理事長との間で締結する。

(研究責任)

第7条 受託者は、受託研究事項について全責任をもって遂行しなければならない。

(施設設備の利用)

第8条 受託研究を行うにあたっては、本学の施設設備等を利用することができる。

(受託研究費)

第9条 受託研究費の取り扱いについては、受託研究契約書または国および地方公共団体の公共機関(以下「公的機関」という。)の定めるところによるものとする。

る。

2 本学に振り込まれた受託研究費は、本学の経理に関する諸規程に基づいて処理する。

3 受託研究費は、当該受託研究に係わる経費以外に用いてはならない。

4 受託研究費の支出は、原則として契約期間内に行うものとする。

(一般管理費)

第10条 受託研究に要する施設設備管理費、水光熱費および事務管理費として、一般管理費を学校法人に納入しなければならない。

2 前項の一般管理費は、原則として受託研究費の10%とする。ただし、委託者が公的機関の場合は、その者の定めるところによるものとする。

(学外研究者)

第11条 受託研究のため学外研究者が、本学の施設設備を利用するときは、予め学科長等を経て学長の承認を得るものとする。

2 前項の学外研究者の学内における行動等については、受託者がその責任を負うものとする。

3 学外研究者に係わる諸経費は、受託研究費からの支出または派遣先の負担とする。

(設備等の帰属)

第12条 受託研究費により取得した設備等の所有権は、原則として本学に帰属する。

(受託研究の中止または期間延長)

第13条 受託研究を中止または期間延長等の変更が生じたときは、受託者は、すみやかに委託者と協議し、契約を変更するものとする。

2 前項の結果については、受託研究契約書の変更届を学科長等から学長に提出する。

(知的所有権)

第14条 受託研究によって発明または考案が生じ、これにより特許権、実用新案及び意匠権等の知的所有権の申請が必要な場合には、委託者と協議の上、別に定める本学の職務発明規程に準じて取り扱うものとする。

(研究成果の報告)

第15条 受託者は、年度末および受託研究期間終了後、1カ月以内に受託研究報告書および収支決算報告書を学科長等を経て学長に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第16条 受託研究により得られた研究成果等は、公表することを原則とする。ただし、公表の時期および内容等について委託者と協議の上、決定するものとする。

(例外措置)

第17条 委託者が外国籍または公的機関のときは、この規程の一部を適用しないことができる。

2 この規程に定めのない事項が生じたときは、その都度、総合研究所所長が学長と協議し決定する。

(事務の所管)

第18条 この規程に関する事務は、総合研究所研究推進課が所管する。

(規程の準用)

第19条 産学共同研究センターを利用して受託研究をする場合は、この規程に定めるほか、産学共同研究センター運営規程を準用する。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、教授総会の議を経て常務理事会で行う。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1 1件あたり50万円以下の受託研究費については、この規程第10条を適用しない。

2 この規程は、平成15年1月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。(総合研究所研究推進課新設に伴い、教務部学務課から業務移管)

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(主任教授を学科長または基礎教養教育部門長に変更、主任教授会議を教授総会に変更)